

始良市農業委員会総会議事録（２月）

1. 開催日時 平成29年2月28日（火） 午後1時30分～4時40分

2. 開催場所 蒲生総合支所 本館2階 大会議室

出席委員（26人）

委 員

1 番	欠 員	1 5 番	川島 兼次
2 番	内甌 達也	1 6 番	柊元 栄治
3 番	今村 逸子	1 7 番	井之上 政尋
4 番	松尾 博好	1 8 番	瀬尾 幹男
5 番	東 隆 雄	1 9 番	夏 田 恒
6 番	恒見 忠雄	2 0 番	池端 隆志
7 番	湯元 秀誠	2 1 番	西 泰 行
8 番	堂前 澄男	2 2 番	坂元 廣幸
9 番	松下 宏一	2 3 番	前田 三枝子
1 0 番	米迫 慎二	2 4 番	森 洋 一
1 1 番	白尾 親昭	2 5 番	西堂路 勝博
1 2 番	宇都 和義	2 6 番	谷口 義文
1 3 番	小長野 誠	2 7 番	小麥田 眞一
1 4 番	本村 正一		

欠席委員 7 番委員、2 6 番委員

3. 議事日程

1. 議事録署名委員の指名
2. 会議書記の指名
3. 議案第 1 号 農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について
4. 議案第 2 号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について
5. 議案第 3 号 農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について
6. 議案第 4 号 農地転用事業計画変更申請について
7. 議案第 5 号 農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について
8. 議案第 6 号 農地の利用目的変更願について
9. 議案第 7 号 農業振興地域整備計画の変更（用途区分変更）について
10. 議案第 8 号 農地あっせん申出（借受 希望）について
11. 議案第 9 号 農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について
12. 農地あっせんの経過報告
13. 農用地利用集積計画（貸借）の合意解約報告
14. その他

4. 農業委員会事務局職員

事務局長

振興係長

農地係長

農地係参事補

農地係主査

加治木農林水産係長

始良農林水産係長

始良市農業委員会総会議事録（平成２９年２月） （大会議室に全員着席）	
事務局	姿勢を正してください。 一同礼。 〔１．総会の通告〕 ただいまから、平成２８年度第１１回始良市農業委員会総会を開会いたします。ただいまの出席委員は２６名中、２４名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。 なお、本日は、７番委員、２６番委員から始良市議会のため欠席届が出ております。
議 長	_____ 会務報告 _____ それでは、会務報告について、事務局よりお願いします。
事務局	資料により説明
議 長	議事日程に入ります。 それでは、日程第１、議事録署名委員の指名について、始良市農業委員会会議規則第１７条第２項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。
委 員	『異議なし』
議 長	それでは、２０番委員、２１番委員にお願いいたします。 つぎに、日程第２会議書記の指名について、本日の会議書記には、事務局職員の〇〇係長と〇〇係長を指名いたします。 これからの議案の審議では、農業委員会法第３１条の規定の議事参与の制限により、農業委員会の委員は、自己又は、同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないとなっておりますので、該当する事案の委員は、審議開始から終了までの間、退席をお願いします。関係議案、終了後に入室、着席していただきます。 なお、この規定では、委員本人の方々の事案については、事務局で把握できますが、それ以外の親族等については、把握ができませんので、申し出ていただき退席等よろしくをお願いいたします。
議 長	_____ 議案第１号 _____ それでは、日程第３、議案第１号農用地利用集積計画貸借の意見決定について

	て議題に供します。 事務局より議案の説明をお願いします。
事務局	それでは、議案第1号農用地利用集積計画貸借の意見決定についてご説明致します。 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地の利用権の設定です。 この法律につきましては、農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対し、農地の集積等を行うことにより、農業の健全な発展に寄与することを目的としています。農業委員会で審査決定の後、市長がこれを公告することにより、利用権の効力が発生いたします。公告の予定日は2月28日を予定致しております。また、契約の始期3月1日を予定しております。契約年数、1年が1件、2年が1件、3年が8件、5年が9件、10年が5件 合計の24件です。面積につきましては、合計面積の39,100㎡です。 農用地利用集積計画貸借の内容については、総会資料2から6ページにありますのでご覧になって下さい。なお、総会資料5ページ23番10番委員、24番が18番委員の関連する議案となっております。これにつきましては、農業委員会等に関する法律第24条の規定、議事参与の制限に基づき、議案の採決に参加できませんので、よろしくお願いします。以上、第1号議案の説明を終わります。
議 長	それでは、1番から22番までについて質疑に入ります。 ただいまの事務局からの説明について質疑のある方は挙手をお願いします。
委 員	[質問、意見なし]
議 長	それではお諮りいたします。 議案第1号農用地利用集積計画貸借の意見決定についての1番から22番までについて、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いします。
委 員	[全員挙手]
議 長	全員賛成ですので、議案第1号農用地利用集積計画貸借の意見決定について、1番から22番までについては原案のとおり決定いたしました。 次に、議案第1号23番、24番については、先ほど申し上げました議事参与制限により、関係者がいらっしゃいますので、個別案件ごとに質疑し、採決いたします。23番の関係者、10番委員の退席をお願いします。
委 員	(10番委員退席)
議 長	それでは、23番について質疑に入ります。 何か、ご質問等ございませんか。

	委 員	〔質問、意見なし〕
議 長		それでは、お諮りいたします。議案第 1 号 2 3 番について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。
	委 員	〔全員挙手〕
議 長		全員賛成ですので、議案第 1 号 2 3 番は原案のとおり決定いたしました。1 0 番委員の着席をお願いいたします。
	委 員	(1 0 番委員 着席)
議 長		次に、2 4 番についての関係者、1 8 番委員の退席をお願いします。
	委 員	(1 8 番委員退席)
議 長		それでは、2 4 番について質疑に入ります。何か、ご質問等ございませんか。
	委 員	〔質問、意見なし〕
議 長		それでは、お諮りいたします。議案第 1 号 2 4 番について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。
	委 員	〔全員挙手〕
議 長		全員賛成ですので、議案第 1 号 2 4 番については原案のとおり決定いたしました。1 8 番委員の着席をお願いいたします。
	委 員	(1 8 番委員 着席)
		————— 議案第 2 号 —————
議 長		次に、日程第 4、議案第 2 号農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定について議題に供します。 1 番から 4 番について説明をお願いします。 それでは、1 番について事務局の説明を求めます。
	事務局	それでは、議案第 2 号農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定についてご説明致します。総会資料は、7 ページとなります。今月申請は、4 件です。各担当委員において事前調査がなされ、現地調査資料の 1 ページに調査書がありますので審議の参考にして下さい。 それでは、ご説明いたします。 1 番譲受人、中津野在住の〇〇さん。譲渡人、下名在住の〇〇さんの贈与に

議 長	よる所有権移転です。 申請地の所在は、中津野字蓮木川〇〇番〇 田 字モッタイ〇〇番 田 合計面積2,784㎡です。以上で1番の説明を終わります。 ただいまの説明の1番に関連して、3番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	3番です。それでは、調査報告をいたします。平成29年2月15日譲受人〇〇さん宅を訪問し聞き取り調査を行い、申請地の現地調査をいたしました。機械も揃っており労働力もあり特に問題はなく当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。以上で報告を終わります。
議 長	次の、2番について事務局の説明を求めます。 2番についてご説明いたします。 譲受人、蒲生町上久徳在住の〇〇さん。譲渡人、蒲生町上久徳在住の〇〇さんの売買による所有権移転です。申請地の所在は、蒲生町上久徳字梅ヶ丸〇〇番〇の田で、面積が593㎡です。以上で2番の説明を終わります。
議 長	ただいまの説明の2番に関連して、15番委員から調査の結果並びに補足説明をお願いします。 15番です。それでは、調査報告をいたします。平成29年2月22日譲受人〇〇さん宅を訪問し聞き取り調査を行い、申請地の現地調査をいたしました。申請地は、〇〇さんと聞き取り調査をしたところ、植え付けと稲刈りは、甥の〇〇さんをお願いしているとの事でした。よって当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。以上で終わります。
議 長	次の、3番について事務局の説明を求めます。 3番についてご説明致します。譲受人、船津在住の〇〇さん。譲渡人、埼玉県所沢市在住の〇〇さんの贈与による所有権移転です。申請地の所在は、住吉字石原田〇〇番 田 面積が1,266㎡です。以上で3番の説明を終わります。
議 長	ただいまの説明の3番に関連して、3番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。 3番です。それでは、調査報告をいたします。平成29年2月15日譲受人〇〇さん宅を訪問し聞き取り調査を行い、申請地の現地調査をいたしました。申請地は、機械も揃って労働力も十分ありますので問題はありません。当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われる

議 長	ます。以上で終わります。
事務局	次の、4番について事務局の説明を求めます。 4番についてご説明致します。 譲受人平松在住の〇〇さん。譲渡人、平松在住の〇〇の売買による所有権移転です。申請地の所在は、平松字内玉〇〇番 田 面積が283㎡です。下限面積につきましては、経営面積905㎡と議案第1号の5番、6番、7番、8番で承認されました3,208㎡と取得面積283㎡ 合計4,396㎡となります。 以上で4番の説明を終わります。
議 長	ただいまの説明の4番に関連して、20番委員から調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	20番です。それでは、調査報告をいたします。平成29年2月19日譲受人〇〇さん宅を訪問し聞き取り調査を行い、申請地の現地調査をいたしました。所有機械は申請書のとおり一通り揃っております。また申請地は、譲受人が耕作されておりまして管理もされています。当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。以上で終わります。
議 長	これより、議案第2号農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について、1番から4番について、一括して質疑に入ります。何か、質問等はございませんか。
委 員	〔質疑・意見なし〕
議 長	それではお諮りいたします。 議案第2号農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての1番から4番については、農地法第3条第2項の各号に該当しないため許可相当という意見ですが、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手をお願いします。
委 員	〔全員挙手〕
議 長	全員賛成ですので、議案第2号農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての1番から4番は、原案のとおり許可することに決定いたしました。 _____ 議案第3号 _____
議 長	次に、日程第5、議案第3号農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について議題に供します。 1番から4番について説明をお願いします。 それでは、1番について事務局の説明を求めます。

	事務局 それでは議案第3号農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について説明します。今月は4件でした。 1番について説明します。 申請人は、加治木町木田在住の〇〇さん。土地の所在は加治木町小山田字石野〇〇番地〇番 地目 畑 面積 2,059㎡です。農地区分は農用地区域外で、都市計画区域外です。土地改良事業の施行はございますが昭和46年度でこの事業の事業名については分かりません。農地の広がり10ha未満です。従いまして農地区分は第2種農地と判断されます。転用目的は、山林です。申請理由は申請地は山間で耕作不便であり、またイノシシ等の鳥獣による農作物の被害も多い為、クヌギを植え山林としたいと言う事です。資金は自己資金で対応、土地改良区等なし、始末書の添付あり、被害防除計画書も添付されております。追認案件の為、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件となります。以上です。
議 長	ただいまの説明の1番に関連して、23番委員から調査の結果並びに補足説明をお願いします。
	委 員 23番です。農地区分は、第2種農地であるが、その他の農地に該当する為、問題ありません。申請地の位置は、鹿児島国際カントリークラブから北に約700mの位置です。被害防除の現況は、東は里道、西は山林、南は畑、北も畑です。申請実現の確実性は、転用済の為確実です。条件及び特記事項はなし、総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件とし、現地調査委員としましては、許可意見です。以上、報告を終わります。
議 長	次の、2番について、事務局の説明をお願いします。
	事務局 2番について説明します。 申請人は、加治木町木田在住の〇〇さん。土地の所在は加治木町木田字堂ノ下〇〇番地〇番 地目 畑 面積 791㎡です。農地区分は農業振興地域外で、第一種中高層住居専用地域です。土地改良事業等の施行はありません。農地の広がり10ha未満です。従いまして農地区分は第3種農地と判断されます。転用目的は、太陽光発電所です。申請理由は、申請者の自宅に隣接する為太陽光発電設備用地として管理、保全上の利便性から選定したと言う事です。資金は融資で対応、土地改良区の意見書が添付されております。被害防除計画書も添付されております。以上です。
議 長	ただいまの説明の2番に関連して、20番委員から調査の結果並びに補足説明をお願いします。
	委 員 20番です。農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、木田簡易郵便局から北東に約200mの位置です。被害防除の現況は、東は道路、西は宅地、南は宅地、北は墓地です。申請実現の確実性は、融資証明もあ

議 長	り確実です。条件及び特記事項はなし、総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見です。以上、報告を終わります。
事務局	次の、3番について、事務局の説明をお願いします。 3番について説明します。 申請人は、加治木町木田在住の〇〇さん。土地の所在は加治木町木田字堂ノ下〇〇番地〇番 地目 畑 面積 161㎡です。農地区分は農業振興地域外で、第一種中高層住居専用地域です。土地改良事業等の施行はありません。農地の広がり10ha未満です。従いまして農地区分は第3種農地と判断されます。転用目的は、車庫及び庭木の植栽、車庫は、1棟 78㎡です。申請理由は、本申請者の自宅の隣接地を車庫とし、一部植栽を行うと言う事です。土地改良区の意見書があります。始末書の添付あり、被害防除計画書の添付あります。一般住宅で隣の自宅と合わせて500㎡を超える為、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件です。以上です。
議 長	ただいまの説明の3番に関連しても、20番委員から調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	20番です。農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、木田簡易郵便局から北東に約200mの位置です。被害防除の現況は、東は道路、西は宅地、南も宅地、北は転用予定地で太陽光発電です。申請実現の確実性は、転用済の為不要です。条件及び特記事項はなし、総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件とし、現地調査委員としましては、許可意見です。以上、報告を終わります。
議 長	次の、4番について、事務局の説明をお願いします。 4番について説明します。 申請人は、始良市平松在住の〇〇さん。土地の所在は始良市平松字八反房〇〇番地〇番 地目 畑 面積 226㎡です。農地区分は農業振興地域外で、準住居地域です。土地改良事業等の施行はありません。農地の広がり10ha未満です。従いまして農地区分は第3種農地と判断されます。転用目的は、駐車場です。申請理由は、駐車場として利用する為、資金は自己資金で対応、土地改良区の意見書は区域外の為不要です。以上です。
議 長	ただいまの説明の4番に関連して、4番委員から調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	4番です。農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、青木水流交差点から南に約50mの位置です。被害防除の現況は、東は宅地、

議 長	西は駐車場、南は道路、北は駐車場です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり確実です。条件及び特記事項はなし、総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見です。以上、報告を終わります。
議 長	これより、議案第3号農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について、1番から4番について、一括して質疑に入ります。 何か、質問等はございませんか。
委 員	〔質疑・意見なし〕
議 長	それでは、お諮りいたします。 議案第3号農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についての1番から4番について原案のとおり、意見決定及び許可決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。
委 員	〔全員挙手〕
議 長	全員賛成ですので、議案第3号農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についての1番から4番は、原案のとおり、意見の決定及び許可が決定いたしました。なお、県農業委員会ネットワーク機構の決議に該当する案件については意見聴取いたします。
議 長	————— 議案第4号 ————— 次に、日程第6、議案第4号農地転用事業計画変更申請について議題に供します。 1番から8番について説明をお願いします。 それでは、1番について、事務局の説明を求めます。
事務局	1番について説明します。 変更前の申請人は、始良市西餅田在住の〇〇さん。土地の所在は鍋倉字町口〇〇番〇〇 田 102㎡ 松木田〇〇番〇 田 324㎡ 合計426㎡です。当初の転用目的は、貸駐車場と貸資材置場で平成26年2月26日5条申請がでています。変更後も申請人は同じです。土地の所在も同じです。転用目的は一般住宅です。理由は、近年の不況により、経営が悪化し資材置場の必要が乏しくなり、土地を有効利用し、現在自身が借家住まいのため自己の一般住宅を建築するのが最適と考えたという事です。以上です。
議 長	ただいまの説明に関連して、20番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	20番です。農地区分は、第2種農地であるが、その他の農地に該当する為

議 長	問題ありません。申請地の位置は、帖佐小学校から東に約300mの位置です。被害防除の現況は、東は畑、西は市道と水路、南は宅地、北は田です。申請実現の確実性は、融資証明もあり確実です。条件及び特記事項はカルバートボックスについては、関係機関と協議する事、総合意見としまして、現地調査委員としましては、承認意見です。以上、報告を終わります。
事務局	次に、2番について、事務局の説明を求めます。 2番について説明します。 申請人は、変更前と変更後は同一の始良市宮島町在住の株式会社〇〇 代表取締役〇〇さん。土地の所在は蒲生町久末字旭田〇〇番〇〇 田 1,107㎡です。当初の転用目的は、貸家で平成26年10月24日、5条許可がでております。変更後は土地の所在が旭田〇〇番〇 田 213㎡ 同字旭田〇〇番〇 公衆用道路 261㎡ 同字旭田〇〇番〇 宅地 205.65㎡ 同字旭田〇〇番〇 宅地 203.89㎡ 同字旭田〇〇番〇 宅地 217.24㎡ 同字旭田〇〇番〇 用悪水路 10㎡で合計の1,110.78です。申請地は変更前と変更後は分筆して更に地籍更正をして面積が1,107㎡から1,110.78㎡に変更になっています。転用目的は建売住宅です。理由は、貸家で計画していたが家賃収入では、事業が成り立たない恐れが出てきたため建売住宅として事業計画の変更をしたいという事です。以上です。
議 長	ただいまの説明に関連して、2番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	2番です。農地区分は、第1種農地であるが、第1種農地の不許可の例外である集落接続施設に該当する為、問題ありません。申請地の位置は、蒲生福祉センターから南西に約300mの位置です。被害防除の現況は、東は水路、西も水路と道路、南は水路と田、北は水路と市道です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり確実です。条件及び特記事項は特になし、総合意見としまして、現地調査委員としましては、承認意見です。以上、報告を終わります。
議 長	次に、3番と4番については、関連がございますので併せて、事務局の説明を求めます。
事務局	3番と4番について説明します。 まず3番からです。申請人は変更前と変更後は同一の始良市宮島町在住の株式会社〇〇 代表取締役〇〇さん。土地の所在は西餅田字太良山野〇〇番〇 田 254㎡ 同じく太良山野〇〇番地〇 田 452㎡ 横八田〇〇番〇 田 114㎡ 合計の820㎡です。これは、平成28年3月25日宅地造成の5条申請があった分です。変更後は、西餅田字太良山野〇〇番〇 田 254㎡ 同じく太良山野〇〇番〇 田 452㎡ 横八田〇〇番〇 田 114㎡ 同字〇〇番〇 1,583㎡ 同字〇〇番〇 田 64㎡ 同字〇〇番〇 田 1,401㎡ 同字〇〇番〇 田 1,325㎡ 同字〇〇番〇 田 1,

	368㎡ 太良山野〇〇番〇 畑 495㎡ 9筆の合計7,056㎡となります。変更後の転用目的は、宅地造成です。議案第4号4番と議案第5号3番と一体利用するという事です。理由は、当初計画、宅地造成3筆820㎡と今回6筆6,236㎡と一体利用することにより、区画通路が有効活用できる為事業計画を変更したいという事です。 次に4番です。変更前と変更後の申請人は同一です。変更前の土地の所在は西餅田字横八田〇〇番〇 田 1,583㎡ 同字〇〇番〇 田 64㎡ 合計1,647㎡が平成27年11月26日に資材置場で5条許可がでています。変更後は西餅田字横八田 田 1,583㎡ 同字〇〇番〇 田 64㎡ 同字〇〇番〇 田 1,401㎡ 同字〇〇番〇 田 1,325㎡ 同字〇〇番〇 田 1,368㎡ 太良山野〇〇番〇 田 254㎡ 同字〇〇番〇 畑 495㎡ 同字〇〇番〇 田 452㎡ 同字〇〇番〇 田 114㎡ 合計9筆の7,056㎡です。転用目的は宅地造成です。議案第4号3番と議案第5号3番と一体利用です。理由は、資材置場で計画していたが、申請地市道向かい側にスマートインターチェンジが計画され、住宅需要が見込まれる為、宅地造成への事業計画変更を行いたいという事です。以上です。
議 長	ただいまの説明に関連して、20番委員に議案第5号3番とも関連がありますので、一括して、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	20番です。農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、桜島サービスエリア下りから東に約30mの位置です。被害防除の現況は、東は田、西は田と畑、南は宅地と畑、北は水路と道路と宅地です。申請実現の確実性は、融資証明もあり確実です。条件及び特記事項はなし、総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見です。以上、報告を終わります。
議 長	次に、5番、6番、7番については、関連がございますので併せて、事務局の説明を求めます。
事務局	5番と6番と7番について説明します。 まず5番からです。申請人は変更前と変更後は同一の始良市宮島町在住の株式会社〇〇 代表取締役〇〇さん。5番の変更前の土地の所在は西餅田字上長迫〇〇番〇 田 98㎡ 同じく上長迫〇〇番地〇 田 181㎡ 合計2筆の279㎡です。当初の転用目的は宅地造成で、平成29年2月6日に5条許可がでています。変更後の土地の所在は、上長迫〇〇番〇 田 98㎡ 同字〇〇番〇 田 181㎡ 同字〇〇番〇 田 324㎡ 同字〇〇番〇 田 295㎡ 同字 〇〇番〇 田 900㎡ 同字〇〇番〇 田 153㎡ 同字〇〇番〇 田 251㎡ 同字〇〇番〇 田 114㎡ 合計8筆の2,316㎡です。転用目的は、宅地造成です。議案第4号6番と議案第4号7番と議案第5号8番と一体利用するという事です。理由は、申請地は高圧線架で一部地上権の設置もある為一体として店舗用地等の宅地造成を行いたい為という事です。

	6 番についてご説明申し上げます。変更前と変更後の申請人は同一です。変更前の土地の所在は西餅田字上長迫〇〇番〇 田 3 2 4 m² 同字〇〇番〇 田 2 9 5 m² 合計 6 1 9 m²です。当初の転用目的は、宅地造成の為平成 2 9 年 2 月 6 日に 5 条許可がでています。変更後は 5 番と同じです。転用目的は宅地造成です。議案第 4 号 5 番と議案第 4 号 7 番と議案第 5 号 8 番と一体利用です。理由は、高圧線架で一部地上権の設定もある為一体として店舗用地等の宅地造成を行いたい為という事です。 7 番について、説明いたします。変更前と変更後の申請人は同一です。変更前の土地の所在は西餅田字上長迫〇〇番〇 田 9 0 0 m² 同字〇〇番〇 田 1 5 3 m² 合計 1, 0 5 3 m²です。当初の転用目的は、宅地造成の為平成 2 7 年 1 月 29 日に 5 条許可済です。以上です。
議 長	ただいまの説明に関連して、5 番委員に議案第 5 号 8 番とも関連がありますので、一括して、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
	5 番です。農地区分は、第 3 種農地で、問題ありません。申請地の位置は、始良小学校から南に約 2 0 0 m の位置です。造成工法は、盛土で 1. 5 m 土留め工法は L 型擁壁 1. 5 m です。被害防除の現況は、東は宅地、西は水路と市道、南は宅地、北は宅地です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり確実です。条件及び特記事項はなし、総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見です。以上、報告を終わります。
議 長	次に、8 番について、事務局の説明を求めます。
	8 番について説明します。 変更前と変更後の申請人は、始良市宮島町在住の株式会社〇〇 代表取締役〇〇さん。土地の所在は東餅田字下牟田〇〇番〇 田 3 3 2 m² 当初の転用目的は、宅地造成で平成 2 8 年 1 1 月 7 日 5 条申請の許可済みです。変更後も申請人は同じです。土地の所在は下牟田〇〇番〇 田 3 3 2 m² 同字〇〇番〇 田 9 1 3 m² 同字〇〇番〇 田 1, 4 2 7 m² 3 筆の合計 2, 6 7 2 m²です。転用目的は宅地造成です。議案第 5 号 9 番と一体利用です。理由は、隣接地 同字〇〇番 田 9 1 3 m²と 同字〇〇番 田 1, 4 2 7 m² 合計 2, 3 4 0 m²を取得し一体として宅地造成したいので事業計画変更をしたいという事です。議案第 5 号 9 番と一体利用するという事です。以上です。
議 長	ただいまの説明に関連して、6 番委員に議案第 5 号 9 番とも関連がありますので、一括して、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
	6 番です。農地区分は、第 3 種農地で、問題ありません。申請地の位置は、帖佐駅から東に約 2 0 0 m の位置です。被害防除の現況は、東は宅地、西は水路と市道、南は田、北は宅地です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり確実です。条件及び特記事項はなし、総合意見としまして、転用許可基準の立

議 長	地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見です。以上、報告を終わります。
委 員	はい、議長
議 長	13番委員どうぞ
委 員	13番です。 言葉を教えてください。4号の1番でカルバートボックスという事で、参考資料で水路造りと書いてありどのような物か創造はつきますが、詳しく教えてください。
議 長	事務局お願いします。
事務局	はい、ご説明いたします。参考資料の23ページをご覧ください。 カルバートボックスとは、高速道路下のトンネルや水路等に使用されるコンクリート製のボックスの事で、工事の省力化、工期短縮化を可能にしたボックスの事をカルバートボックスと言います。
議 長	ご理解いただきましたか。
委 員	はい、了解いたしました。 ありがとうございました。
議 長	他にありませんか。
委 員	はい、議長
議 長	10番委員どうぞ。
委 員	10番です。 議案第4号の2番です。変更前は1,107㎡で5条の許可がでていたのに何故、同じ地番で変更後は、213㎡になったのか。説明をお願いします。
議 長	事務局、説明をお願いします。
事務局	変更前の1,107㎡については、以前分割して売る予定で事務局でも指導をしておりました。分筆した元番の213㎡については、地目変更届けがされていないという事です。他は、地目変更届けがされており実測されて、同筆登録をする際は、宅地は小数点第2位まで、田んぼと用水路と公衆用道路は、小数

議 長	点以下切捨てとなり誤差が生じますので、資料のような結果になります。 それでは、お諮りいたします。 議案第４号農地転用事業計画変更申請についての１番から８番について、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。
委 員	[全員挙手]
議 長	全員賛成ですので、議案第４号農地転用事業計画変更申請についての１番から８番は、原案のとおり承認することに決定いたしました。 ————— 議案第５号 —————
議 長	次に、日程第７、議案第５号農地法第５条の規定による許可申請の処分決定について議題に供します。 １番から２５番について説明をお願いします。 それでは、１番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第５号農地法第５条の規定による許可申請の処分決定について説明します。今月は２５件でした。 １番について説明します。譲受人は鹿児島市在住の〇〇さん。譲渡人は始良市松原町在住の〇〇さんで、土地の所在は、松原町〇〇番地〇 地目 畑 面積 ３９１㎡です。権利内容は、所有権移転です。農地区分は農業振興地域外で、都市計画の用途は、第一種中高層住居専用地域です。土地改良事業等の施行はありません。農地の広がり１０ha未満です。従いまして農地区分は第３種農地と判断されます。転用目的は、一般住宅 １棟 １３２．９１㎡です。申請理由は、現在借家住まいであり、申請地に自宅を建築する計画でありますとの事で、資金は融資で対応し、土地改良区の意見書は区域外のため不要です。被害防除計画書の添付があります。以上です。
議 長	ただいまの説明に関連して、５番委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	５番です。農地区分は、第３種農地で、問題ありません。申請地の位置は、松原なぎさ小学校から南に約１００mの位置です。被害防除の現況は、東は宅地、西は市道、南は宅地、北は畑です。申請実現の確実性は、融資証明もあり確実です。条件及び特記事項はなし、総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見です。以上、報告を終わります。
議 長	次の、２番について事務局の説明を求めます。
事務局	２番について説明します。譲受人は宮崎市在住の〇〇さん。譲渡人は始良市

	平松在住の〇〇さん。土地の所在は、平松字前畑〇〇番地〇 地目 田 面積 801の内69㎡です。権利内容は、所有権移転です。農地区分は農業振興地域外で、都市計画の用途は、第一種住居地域です。土地改良事業等の施行はありません。農地の広がり10ha未満です。従いまして農地区分は第3種農地と判断されます。転用目的は、通路です。申請理由は、譲受人所有の土地が申請地と隣接しており、そこへ行くための通路が狭く出入りがしづらい為、里道を拡張し出入りをしやすくするとの事で、資金は自己資金で対応し、土地改良区の意見書があります。被害防除計画書の添付もあります。以上です。
議 長	ただいまの説明に関連して、3番委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	3番です。農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、始良分遣所から北に約200mの位置です。造成工法は盛土0.25～1.45m 土留め工法が土羽芝張0.25m～1.45mです。被害防除の現況は、東は里道、西は田、南も田、北は市道です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり確実です。条件及び特記事項はなし、総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見です。以上、報告を終わります。
議 長	次の、3番について事務局の説明を求めます。
事務局	3番について説明します。譲受人は始良市宮島町の株式会社〇〇 代表取締役の〇〇さん。譲渡人は4件です。最初が兵庫県平松在住の〇〇さん他1名です。土地の所在は、西餅田字横八田〇〇番地〇 地目 田 面積 1,401㎡です。権利内容は、所有権移転です。農地区分は農業振興地域外で、第一種低層住居専用地域です。土地改良事業等の施行はありません。農地の広がり10ha未満です。従いまして農地区分は第3種農地と判断されます。転用目的は、宅地造成です。申請理由は、高速道路桜島サービスエリアの東側に位置し、交通の便が良く住宅需要が見込まれる為宅地造成したいとの事で、資金は融資で対応し、土地改良区の意見書があります。被害防除計画書の添付もあります。議案第4号3番、議案第4号4番と一体利用です。 2件目、熊本市東区桜木在住の〇〇さん。土地の所在は西餅田字横八田〇〇番 地目 田 1,325㎡ 3件目、始良市松原町在住の〇〇さん。土地の所在は西餅田字横八田〇〇番 地目 田 1,368㎡ 4件目、千葉県柏木在住の〇〇さん他1名。土地の所在は西餅田字太良山野〇〇番〇 地目 畑 495㎡ 以上です。
議 長	本案件については、議案第4号で、20番委員から報告済でありますので補足説明については、省略いたします。 次の4番について事務局の説明を求めます。

事務局	4 番について説明します。譲受人は始良市平松在住の〇〇さんと〇〇さん。譲渡人は、東京都在住の〇〇さんです。土地の所在は、平松字杉園迫田〇〇番地〇 地目 畑 面積 699㎡です。権利内容は、所有権移転です。農地区分は農業振興地域外で、第一種低層住居専用地域です。土地改良事業等の施行はありません。農地の広がりには10ha未満です。従いまして農地区分は第3種農地と判断されます。転用目的は、駐車場です。申請理由は、賃貸駐車場を作る為との事で、資金は自己資金で対応、水利組合の意見書があります。被害防除計画書の添付もあります。以上です。
議 長	ただいまの説明に関連して、5 番委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	5 番です。農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、白金公民館から西に約150mの位置です。被害防除の現況は、東は市道、西は畑、南は宅地、北は私道です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり確実です。条件及び特記事項はなし、総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見です。以上、報告を終わります。
議 長	次の、5 番について事務局の説明を求めます。
事務局	5 番について説明します。譲受人は始良市蒲生町久末在住の〇〇さん。譲渡人は蒲生町上久徳在住の〇〇さんです。土地の所在は、蒲生町久末〇〇番地 地目 田 面積 1,349㎡です。権利内容は、所有権移転です。農地区分は農用地区域外で、都市計画区域外です。土地改良事業等の施行はありません。農地の広がりには10ha未満です。従いまして農地区分は第2種農地と判断されます。転用目的は、山林です。申請理由は、クヌギを植えるという事です。資金は自己資金です。土地改良区の意見書は、区域外の為不要です。被害防除計画書の添付があります。以上です。
議 長	ただいまの説明に関連して、2 番委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	2 番です。農地区分は、第2種農地であるが、その他の農地に該当する為、問題ありません。申請地の位置は、久末地区公民館から東に約150mの位置です。被害防除の現況は、東は里道、西は畑、南は原野、北は里道です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり確実です。条件及び特記事項はなし、総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見です。以上、報告を終わります。
議 長	次の、6 番について事務局の説明を求めます。
事務局	6 番について説明します。譲受人は始良市西餅田在住の〇〇さん。譲渡人は

	始良市西餅田在住の〇〇さんです。土地の所在は、西餅田字下俵原〇〇番地〇地目 畑 面積 395㎡です。権利内容は、所有権移転です。農地区分は農業振興地域外で、第一種住居専用地域です。土地改良事業等の施行はありません。農地の広がり10ha未満です。従いまして農地区分は第3種農地と判断されます。転用目的は、一般住宅 1棟 109.41㎡です。申請理由は、現在借家住まいであるが申請地を使用貸借にて自己用住宅を建築したいとの事で、資金は融資で対応し、土地改良区の意見書は区域外の為不要です。被害防除計画書の添付があります。以上です。
議 長	ただいまの説明に関連して、3番委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	3番です。農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、俵原公民館から西に約70mの位置です。土留め工法が塀ブロック北側0.6mです。被害防除の現況は、東は宅地、西も宅地、南は宅地と道路、北は畑です。申請実現の確実性は、融資証明もあり確実です。条件及び特記事項はなし、総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見です。以上、報告を終わります。
議 長	次の、7番について事務局の説明を求めます。
事務局	7番について説明します。譲受人は始良市蒲生町白男在住の〇〇さん。譲渡人はいちき串木野市在住の〇〇さん他3名です。土地の所在は、西餅田字横手前〇〇番地 地目 田 面積 998㎡です。権利内容は、所有権移転です。農地区分は農業振興地域外で、第一種住居地域です。土地改良事業等の施行はありません。農地の広がり10ha未満です。従いまして農地区分は第3種農地と判断されます。転用目的は、集合住宅 1棟の建築面積が198.98㎡です。申請理由は、申請地を取得して集合住宅4階建1棟16戸とこれに付随する駐車場及び駐輪場を計画している為との事で、資金は融資で対応し、土地改良区の意見書があります。被害防除計画書の添付もあります。以上です。
議 長	ただいまの説明に関連して、6番委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	6番です。農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、高樋公民館から南東に約150mの位置です。被害防除の現況は、東は田、西も田、南は農道、北は河川です。申請実現の確実性は、融資証明もあり確実です。条件及び特記事項はなし、総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見です。以上、報告を終わります。
議 長	次の、8番について事務局の説明を求めます。

	事務局 8 番について説明します。譲受人は始良市宮島町在住の〇〇株式会社 代表取締役の〇〇さん。譲渡人は始良市宮島町在住の〇〇さんです。土地の所在は西餅田字上長迫〇〇番地〇 地目 田 2 5 1 m² 同字〇〇番地〇 地目 田 1 1 4 m² 2 筆の合計 3 6 5 m²です。権利内容は、所有権移転です。農地区分は農業振興地域外で、第一種住居地域です。土地改良事業等の施行はありません。農地の広がり は 1 0 ha 未満です。従いまして農地区分は第 3 種農地と判断されます。転用目的は、宅地造成です。申請理由は、申請地を取得し宅地分譲 1 区画としてとの事で、資金は自己資金で対応し、土地改良区の意見書があります。被害防除計画書の添付もあります。議案 4 号の 5 番、6 番、7 番と一体利用という事で、全事業面積は、2, 3 1 6 m²です。以上です。
議 長	本案件については、議案第 4 号で、5 番委員から報告済でありますので補足説明については、省略いたします。 次の、9 番について事務局の説明を求めます。
	事務局 9 番について説明します。譲受人は始良市宮島町在住の〇〇株式会社、代表取締役〇〇さん。譲渡人は鹿児島市在住の〇〇さんです。土地の所在は、東餅田字下牟田〇〇番地 地目 田 面積 9 1 3 m²です。同字〇〇番地 地目 田 面積 1, 4 2 7 m² 2 筆 合計面積 2, 3 4 0 m²です。権利内容は、所有権移転です。農地区分は農業振興地域外で、都市計画の用途は第一種中高層住居地域です。土地改良事業等の施行はありません。農地の広がり は 1 0 ha 未満です。従いまして農地区分は第 3 種農地と判断されます。転用目的は、宅地造成です。申請理由は、申請地を取得して宅地分譲 1 1 区画として利用する為との事で、資金は自己資金で対応し、土地改良区の意見書の添付があります。被害防除計画書の添付もあります。隣接地〇〇番〇 地目 田 3 3 2 m²と一体利用、全事業面積 2, 6 7 2 m²です。議案第 4 号 8 番と関連があります。以上です。
議 長	本案件については、議案第 4 号で、6 番委員から報告済でありますので補足説明については、省略いたします。 次の、1 0 番について事務局の説明を求めます。
	事務局 1 0 番について説明します。譲受人は奄美市名瀬在住の〇〇さん。譲渡人は始良市平松在住の〇〇さんです。土地の所在は、平松字梅木畑〇〇番地〇 地目 田 面積 2 0 0 m²です。権利内容は、所有権移転です。農地区分は農業振興地域外で、都市計画の用途は第一種中高層住居地域です。土地改良事業等の施行はありません。農地の広がり は 1 0 ha 未満です。従いまして農地区分は第 3 種農地と判断されます。転用目的は、一般宅地 1 棟 6 4 m²です。申請理由は、一般住宅を建築し永住する為との事で、資金は自己資金で対応し、土地改良区の意見書は区域外の為不要です。被害防除計画書の添付があります。以上です。
議 長	ただいまの説明に関連して、4 番委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いします。

委員	4番です。農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、青木水流交差点から南東に約300mの位置です。被害防除の現況は、東は水路、西は道路、南は宅地、北も宅地です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり確実です。条件及び特記事項はなし、総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見です。以上、報告を終わります。
議長	次の、11番について事務局の説明を求めます。
事務局	11番について説明します。譲受人は霧島市国分広瀬在住の〇〇さん。譲渡人は始良市西餅田在住の〇〇さんです。土地の所在は、西餅田字室前〇〇番地 〇 地目 田 面積 457㎡です。権利内容は、所有権移転です。農地区分は農用地区域外で、都市計画内ではありますが用途についてはありません。土地改良事業等の施行はありません。農地の広がり10ha未満です。従いまして農地区分は第2種農地と判断されます。転用目的は、共同住宅1棟の建築面積が191.29㎡です。申請理由は、共同住宅1棟10室及び駐車場を建設し、自己の生活の安定と地域の住宅緩和に寄与するものである。資金は融資で対応し、土地改良区の意見書の添付があります。被害防除計画書の添付もあります。以上です。
議長	ただいまの説明に関連して、20番委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	20番です。農地区分は、第2種農地であるが、市街地近接農地に該当する為、問題ありません。申請地の位置は、県職業訓練校から北西に約20mの位置です。被害防除の現況は、東は私道、西は宅地、南は市道、北は宅地です。申請実現の確実性は、融資証明もあり確実です。条件及び特記事項はなし、総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見です。以上、報告を終わります。
議長	次の、12番について事務局の説明を求めます。
事務局	12番について説明します。譲受人は鹿児島市新屋敷在住の株式会社〇〇代表取締役〇〇さん。譲渡人は始良市西餅田在住の〇〇さんです。土地の所在は、西餅田字下今別府〇〇番地 〇 地目 田 面積 183㎡です。権利内容は、所有権移転です。農地区分は農業振興地域外で、都市計画内の用途は第一種中高層住居専用地域に指定されています。土地改良事業等の施行はありません。農地の広がり10ha未満です。転用目的は、宅地造成です。申請理由は、始良駅や国道に近い場所にあり、通勤や通学に便利であり、宅地分譲1区画を造成するのに最適地と考えた為という事です。資金は自己資金で対応し、土地改良区の意見書の添付があります。被害防除計画書の添付もあります。以上です。

議 長	ただいまの説明に関連して、4番委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	4番です。農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、青木水流交差点から東に約350mの位置です。被害防除の現況は、東は市道、西は水路、南も水路、北は市道です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり確実です。条件及び特記事項はなし、総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見です。以上、報告を終わります。
議 長	次の、13番について事務局の説明を求めます。
事務局	13番について説明します。譲受人は始良市平松在住の株式会社〇〇 代表取締役〇〇さん。譲渡人は始良市寺師在住の〇〇さんです。土地の所在は、寺師字蒲牟田〇〇番地〇 地目 田 面積 43㎡です。同字〇〇番地〇 地目 田 面積2.94㎡ 同字〇〇番地〇 地目 田 面積46㎡ 同字〇〇番地〇 地目 田 面積1.31㎡ 4筆 合計で93.25㎡ 権利内容は、所有権移転です。農用地区域外で、都市計画の用途の設定はありません。土地改良事業等の施行はありません。農地の広がりには10ha以上です。従いまして第1種農地と判断されます。転用目的は、資材置場です。申請理由は、譲受人が所有する資材置場に隣接する本申請地4筆93.25㎡を購入の上、拡張し当該利用に供する。資金は自己資金で対応し、土地改良区の意見書は区域外の為不要です。始末書の添付があり、被害防除計画書の添付もあります。追認案件ですので、県ネットワーク機構への意見聴取案件です。以上です。
議 長	ただいまの説明に関連して、2番委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	2番です。農地区分は、第1種農地であるが、第1種農地の不許可の例外である。集落接続施設に該当する為、問題ありません。申請地の位置は、寺師公民館から南西に約100mの位置です。被害防除の現況は、東は宅地と畑、西は雑種地、南も雑種地、北も雑種地です。申請実現の確実性は、隣接農地との境界がいびつな状況を解消する為、確実です。条件及び特記事項はなし、総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件とし、現地調査委員としましては、許可意見です。以上、報告を終わります。
議 長	次の14番について事務局の説明を求めます。
事務局	14番について説明します。譲受人は鹿児島市西陵在住の〇〇株式会社 代表取締役〇〇さん。譲渡人は、奈良市学園朝日在住の〇〇さんです。土地の所在は、東餅田字石塚〇〇番地〇 地目 田 面積 623㎡です。権利内容は、所有権移転です。農地区分は農業振興地域外で、都市計画内の用途は第一種住

議 長	居地域に指定されています。土地改良事業等の施行はありません。農地の広がり は10ha未満です。従いまして農地区分は、第3種農地と判断されます。転 用目的は、共同住宅1棟192㎡です。申請理由は、買受けアパートを建築す るという事です。資金は自己資金と融資で対応し、土地改良区の意見書は区域 外の為不要です。被害防除計画書の添付もあります。以上です。 ただいまの説明に関連して、6番委員から、調査の結果並びに補足説明をお 願いします。
委 員	6番です。農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、 始良警察署から北に約200mの位置です。被害防除の現況は、東は宅地、西 は水路と宅地、南は宅地、北は水路と市道です。申請実現の確実性は、資金証 明もあり確実です。条件及び特記事項はなし、総合意見としまして、転用許可 基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許 可意見です。以上、報告を終わります。
議 長	次の、15番について事務局の説明を求めます。
事務局	15番について説明します。譲受人は始良市増田在住の〇〇さん。譲渡人は 始良市北山在住の〇〇さんです。土地の所在は、北山字宮原〇〇番地〇 地目 畑 面積 1,397㎡です。権利内容は、所有権移転です。農地区分は農用地 区域外で、都市計画区域外です。土地改良事業等の施行はありません。農地の 広がり10ha未満です。従いまして農地区分は、第2種農地と判断されます。 転用目的は、畜舎 2棟 299㎡です。申請理由は、新たに畜産業、牛の肥 育を営む為、牛舎を建築する計画であります。資金は自己資金で対応し、土地 改良区の意見書はありません。被害防除計画書の添付はあります。以上です。
議 長	ただいまの説明に関連して、2番委員から、調査の結果並びに補足説明をお 願いします。
委 員	2番です。農地区分は、第2種農地であるが、その他の農地に該当する為、 問題ありません。申請地の位置は、北山診療所から南に約250mの位置です。 被害防除の現況は、東は宅地と畑、西は畑と山林、南は山林、北は畑です。申 請実現の確実性は、自己資金証明もあり確実です。条件及び特記事項はなし、 総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、 現地調査委員としましては、許可意見です。以上、報告を終わります。
議 長	次の、16番について事務局の説明を求めます。
事務局	16番について説明します。譲受人は始良市永池在住の〇〇さん。譲渡人は 始良市松原町在住の〇〇さん他2名です。土地の所在は、永池町〇〇番地〇 地 目 畑 面積 146㎡です。権利内容は、所有権移転です。農地区分は農業 振興地域外で、都市計画の用途は第一種中高層住居専用地域です。土地改良事

	業等の施行はありません。農地の広がりには10ha未満です。従いまして農地区分は、第3種農地と判断されます。転用目的は、駐車場です。申請理由は、現在、保育園を運営しておりますが、職員及び保護者の来園時駐車場が不足しておりますので、申請地を駐車場として利用する計画であります。資金は自己資金で対応し、改良区等はありません。始末書あり、被害防除計画書の添付があります。隣接地〇〇-〇 宅地 57.52㎡と一体利用全事業面積203.52㎡です。追認案件の為、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件です。以上です。
議 長 委 員	ただいまの説明に関連して、5番委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いします。 5番です。農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、重富中学校から北東に約180mの位置です。被害防除の現況は、東は市道、西は宅地、南も宅地、北は市道です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり確実です。条件及び特記事項はなし、総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件とし、現地調査委員としましては、許可意見です。以上、報告を終わります。
議 長 事務局	次の、17番について事務局の説明を求めます。 17番について説明します。譲受人は姶良市西宮島在住の有限会社〇〇 取締役〇〇さん。譲渡人は姶良市東餅田在住の〇〇さん。土地の所在は、松原町〇〇番地〇 地目 畑 面積 632㎡です。権利内容は、所有権移転です。農地区分は農業振興地域外で、都市計画の用途は第一種中高層住居専用地域です。土地改良事業等の施行はありません。農地の広がりには10ha未満です。従いまして農地区分は、第3種農地と判断されます。転用目的は、宅地造成です。申請理由は、事業継続の為申請地を宅地分譲する目的であります。資金は自己資金で対応し、改良区等はありません。被害防除計画書の添付があります。以上です。
議 長 委 員	ただいまの説明に関連して、6番委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いします。 6番です。農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、松原なぎさ小学校から東に約250mの位置です。被害防除の現況は、東は宅地、西は市道、南は宅地、北は畑です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり確実です。条件及び特記事項はなし、総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見です。以上、報告を終わります。
議 長	皆さん大変お疲れ様でした。ここで休憩にはいります。

議 長	(休憩)
事務局	それでは、休憩を解いて審議を再開いたします。 次の、１８番について事務局の説明を求めます。 １８番について説明します。譲受人は東京都千代田区在住の〇〇株式会社代表取締役〇〇さん。譲渡人は３人です。 １件目が神奈川県綾瀬市在住の〇〇さん。土地の所在は、西餅田字森ノ下〇〇番地〇 地目 田 面積 ５５７㎡ ２件目、西餅田在住の〇〇さん。西餅田字森ノ下〇〇番地 地目 田 面積 １，２１７㎡ 同字〇〇番地〇 地目 田 面積 １，７２０㎡ 合計２筆の２，９３７㎡です。 ３件目西餅田在住の〇〇さん他２名、同字〇〇番地〇 地目 田 面積 １，５８０㎡ 合計４筆の５，０７４㎡ 権利内容は、賃借権です。農地区分は農業振興地域外で、都市計画の用途は第一種住居地域です。土地改良事業等の施行はありません。農地の広がり１０ha未満です。従いまして農地区分は、第３種農地と判断されます。転用目的は、店舗で１棟２，２１８．７２㎡です。申請理由は、申請地を借地し、貸店舗の新築及び駐車場として利用したいとの事です。資金は自己資金で対応し、土地改良区の意見書があります。被害防除計画書の添付があります。３，０００㎡を超えますので、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件です。以上です。
議 長	ただいまの説明に関連して、６番委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	６番です。農地区分は、第３種農地で、問題ありません。申請地の位置は、始良市役所から西に約２５０mの位置です。被害防除の現況は、東は市道、西は水路と農道、南は宅地、北も宅地です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり確実です。条件及び特記事項はなし、総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見です。以上、報告を終わります。
議 長	次の、１９番について事務局の説明を求めます。
事務局	１９番について説明します。譲受人は霧島市国分在住の株式会社〇〇 代表取締役〇〇さん。譲渡人は東京都在住の〇〇さん。土地の所在は、始良市平松〇〇番地〇 地目 田 面積 ４６７㎡です。権利内容は、所有権移転です。農地区分は農業振興地域外で、都市計画の用途は準工業地域です。土地改良事業等の施行はありません。農地の広がり１０ha未満です。従いまして農地区分は、第３種農地と判断されます。転用目的は、駐車場です。申請理由は、来客用駐車場の計画に至るという事です。資金は自己資金で対応し、土地改良区の意見書の添付がありません。被害防除計画書の添付があります。以上です。

議 長	ただいまの説明に関連して、3番委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	3番です。農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、池田パン配送センターから東に約10mの位置です。被害防除の現況は、東は田、西は道路、南は宅地、北も宅地です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり確実です。条件及び特記事項はなし、総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見です。以上、報告を終わります。
議 長	次の、20番について事務局の説明を求めます。
事務局	20番について説明します。譲受人は鹿屋市在住の〇〇さん。譲渡人は始良市三拾町在住の〇〇さん。土地の所在は、始良市平松字山草院〇〇番地〇 地目 畑 面積 340㎡です。権利内容は、所有権移転です。農地区分は、農業振興地域外で、都市計画の用途は第一種住居地域に指定されております。土地改良事業等の施行はありません。農地の広がりとは10ha未満です。従いまして農地区分は、第3種農地と判断されます。転用目的は、一般住宅とトレーニングジム 2棟 191.28㎡です。申請理由は、居住地に適した場所であり又トレーニングセンターも兼ねているという事です。資金は融資で対応し、土地改良区の意見書は除外済みの為不要です。被害防除計画書の添付があります。隣接地〇〇-〇 宅地 541.95㎡と一体利用です。全事業面積は881.95㎡です。以上です。
議 長	ただいまの説明に関連しても、3番委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	3番です。農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、始良分遣所から北に約230mの位置です。被害防除の現況は、東は宅地、西は宅地と山、南は宅地、北は畑です。申請実現の確実性は、融資証明もあり確実です。条件及び特記事項はなし、総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見です。以上、報告を終わります。
議 長	次の、21番について事務局の説明を求めます。
事務局	21番について説明します。譲受人は始良市西餅田在住の〇〇さん。譲渡人は兵庫県尼崎市在住の〇〇さん。土地の所在は、始良市西餅田字中島〇〇番地〇 地目 畑 面積 128㎡ 同字〇〇番地〇 地目 田 156㎡ 合計2筆 284㎡です。権利内容は、所有権移転です。農地区分は農用地区域外で、都市計画の用途はございません。土地改良事業等の施行はありません。農地の広がりとは10ha未満です。従いまして農地区分は、第2種農地と判断されます。転用目的は、資材置場です。申請理由は、既存の資材置場〇〇-〇番地が

議 長	手狭な為という事です。資金は融資で対応し、土地改良区の意見書は区域外の為不要です。被害防除計画書の添付があります。隣接地〇〇-〇 田 243㎡と一体利用し、全事業面積は527㎡です。以上です。 ただいまの説明に関連しても、3番委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	3番です。農地区分は、第2種農地であるが市街地近接農地に該当する為、問題ありません。申請地の位置は、県立始良高等技術専門学校から西に約100mの位置です。被害防除の現況は、東は宅地、西は宅地と畑、南は宅地、北は市道と雑種地です。申請実現の確実性は、融資証明もあり確実です。条件及び特記事項はなし、総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見です。以上、報告を終わります。
議 長	次の、22番について事務局の説明を求めます。
事務局	22番について説明します。譲受人は始良市加治木町在住の〇〇有限会社代表取締役〇〇さん。譲渡人は始良市加治木町在住の〇〇さん。土地の所在は、加治木町木田字平田〇〇番地 地目 田 面積 1,351㎡です。権利内容は、所有権移転です。農地区分は農業振興地域外で、都市計画の用途は、第一種中高層住居専用地域に指定されます。土地改良事業等の施行はありません。農地の広がり10ha未満です。従いまして農地区分は、第3種農地と判断されます。転用目的は、宅地造成です。申請理由は、当申請地を宅地分譲の計画に至る。生産区画数 宅地 4区画 道路 1区画です。資金は自己資金で対応し、土地改良区の意見書の添付があります。被害防除計画書の添付があります。
議 長	ただいまの説明に関連して、4番委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	4番です。農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、加治木中央交番から西に約170mの位置です。被害防除の現況は、東は田、西は宅地と田、南は道路、北は市道です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり確実です。条件及び特記事項はなし、総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見です。以上、報告を終わります。
議 長	次の、23番について事務局の説明を求めます。
事務局	23番について説明します。譲受人は始良市脇元在住の〇〇さん。代表取締役〇〇さん。譲渡人は始良市脇元在住の〇〇さん。土地の所在は、永池町〇〇番地 地目 畑 面積 214㎡です。権利内容は、所有権移転です。農地区

	分は農業振興地域外で、都市計画の用途は、第一種中高層住居専用地域に指定されます。土地改良事業等の施行はありません。農地の広がりには10ha未満です。従いまして農地区分は、第3種農地と判断されます。転用目的は、倉庫 1棟 24.08㎡です。申請理由は、自己用の倉庫を作る場所を検討していた所住宅の隣接地である申請地を購入する相談ができた為という事です。資金は融資で対応し、土地改良区の意見書は区域外の為不要です。被害防除計画書の添付があります。以上です。
議 長	ただいまの説明に関連して、5番委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	5番です。農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、鹿児島銀行重富支店から北東に約200mの位置です。被害防除の現況は、東は宅地、西も宅地、南も宅地、北は市道です。申請実現の確実性は、融資証明もあり確実です。条件及び特記事項はなし、総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見です。以上、報告を終わります。
議 長	次の、24番について事務局の説明を求めます。
事務局	24番について説明します。譲受人は鹿児島市在住の〇〇さん。譲渡人は宮崎県日南市在住の〇〇さん。土地の所在は、加治木町木田字江湖〇〇番地〇 地目 田 面積 1,114の内153㎡です。権利内容は、所有権移転です。農地区分は農用地区域外で、都市計画の用途は、地域区域の設定はありません。土地改良事業等の施行はありません。農地の広がりには10ha未満です。従いまして農地区分は、第2種農地と判断されます。転用目的は、資材置場と駐車場です。申請理由は、譲渡人が長期間放置していた土地であるが、道路に面している為利便性があり、現況のまま利用できるという事です。資金は自己資金で対応し、土地改良区の意見書があります。被害防除計画書の添付もあります。以上です。
議 長	ただいまの説明に関連して、4番委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	4番です。農地区分は、第2種農地であるが、その他の農地に該当する為、問題ありません。申請地の位置は、加音ホールから南西に約650mの位置です。被害防除の現況は、東は水路、西は原野、南は田、北は原野です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり確実です。条件及び特記事項はなし、総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見です。以上、報告を終わります。
議 長	次の、25番について事務局の説明を求めます。

	事務局	25番について説明します。譲受人は加治木町木田在住の〇〇さん。譲渡人は宮崎県日南市在住の〇〇さん。土地の所在は、加治木町木田字江湖〇〇番地 〇 地目 田 面積 1,114の内968㎡です。権利内容は、所有権移転です。農地区分は農用地区域外で、都市計画の用途の設定はありません。土地改良事業等の施行はありません。農地の広がり10ha未満です。従いまして農地区分は、第2種農地と判断されます。転用目的は、一般住宅及び資材置場及び駐車場 一般住宅は1棟の117.58㎡です。申請理由は、譲渡人は宮崎に移住しており申請地は休耕していた。この度耕作予定がないという事で譲渡人から売却の話があり、自宅を建築するという事です。資金は融資で対応し、土地改良区の意見書があります。被害防除計画書の添付もあります。以上です。
議長		ただいまの説明に関連して、4番委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
	委員	4番です。農地区分は、第2種農地であるが、その他の農地に該当する為、問題ありません。申請地の位置は、加音ホールから南西に約650mの位置です。被害防除の現況は、東は水路と原野、西は雑種地、南は田、北は宅地と雑種地です。申請実現の確実性は、融資証明もあり確実です。条件及び特記事項は水路側にブロックの施工をすること、総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見です。以上、報告を終わります。
議長		調査員の皆さん、ご苦労様でした。 これより、議案第5号農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について、1番から25番までについて一括して質疑に入ります。 何か、ご質問等ありませんか。
	委員	[質問なし]
議長		それでは、お諮りいたします。 議案第5号農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についての1番から25番までについて原案のとおり、意見決定及び許可することに賛成の委員の挙手をお願いします。
	委員	[全員挙手]
議長		全員賛成ですので、議案第5号農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についての1番から25番について、原案のとおり意見決定及び許可が決定いたしました。なお、県農業委員会ネットワーク機構の決議に該当する案件については、意見聴取いたします。 ————— 議案第6号 —————

議 長 事務局	次に、日程第8議案第6号農地の利用目的変更願について議題に供します。 1番と2番について、説明をお願いします。 それでは、1番について、事務局の説明を求めます。 それでは、議案第6号農地の利用目的変更願について、ご説明します。今月は2件でした。 まず1番です。申請人は、始良市蒲生町上久徳在住の〇〇さん。所有者は、蒲生町久末在住の〇〇さん。土地の所在は、蒲生町上久徳字山口田〇〇番地〇地目 田 面積 659㎡です。農地区分は、農用地区域内で、都市計画区域外です。土地改良事業等の施行があり、昭和47年から48年の第2次農業構造改善事業の施工地です。農地の広がり10ha未満です。従いまして農地区分は、農用地区域内農地です。変更後の使用目的は、盛土をして畑という事です。申請理由は、窪地のため農業機械の搬入に困難を要しており、湿田のため年中水が浸み出している状態で、水の出を調整できないため、盛土をして畑にしたいという事です。被害防除計画書の添付があります。水利組合の意見書の添付があります。以上です。
議 長 委 員	ただいまの説明に関連して、2番委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いします。 2番です。農地区分は、農用地区域内農地です。申請地の位置は、鹿児島県森林技術センターから北東に約650mの位置です。被害防除の現況は、東は畑、西は農道、南は水路、北は農道です。申請実現の確実性は、湿田の為、畑として利用するのは確実です。条件及び特記事項は特になし、総合意見としまして、現地調査委員としましては、承認意見です。以上、報告を終わります。
議 長 事務局	つぎの、2番について、事務局の説明を求めます。 それでは、2番について、説明します。申請人は、始良市東餅田在住の〇〇さん。所有者も同一です。土地の所在は、永瀬字宮原〇〇番地 地目 田 面積 436の内177㎡です。農地区分は、農用地区域内で、都市計画区域内ですが用途の設定はありません。土地改良事業等の施行地で、昭和46年から57年の転用5条整備事業の始良地区です。農地の広がり10ha未満です。農地区分は、農用地区域内農地です。変更後の使用目的は、盛土をして畑という事です。申請理由は、水路の土手がくずれたりする為、盛土をして畑にしたいという事です。被害防除計画書の添付があります。土地改良区の意見書の添付があります。以上です。
議 長 委 員	ただいまの説明に関連しても、2番委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いします。 2番です。農地区分は、農用地区域内農地です。申請地の位置は、三船小学校から北西に約450mの位置です。被害防除の現況は、東は田の残地、西は

議 長	水路、南も水路、北も水路です。申請実現の確実性は、水路の土手が崩れやすい為、畑として利用するのは確実です。条件及び特記事項は特になし、総合意見としまして、現地調査委員としましては、承認意見です。以上、報告を終わります。
議 長	これより、議案第6号1番と2番について一括して質疑に入ります。 ただいまの、事務局及び現地調査員からの説明について、何かご質問等ありませんか。
委 員	[質問なし]
議 長	それでは、お諮りいたします。 議案第6号農地の利用目的変更願についての1番と2番について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。
委 員	[全員挙手]
議 長	全員賛成ですので、議案第6号農地の利用目的変更願についての1番と2番について、原案のとおり承認することに決定いたしました。
	————— 議案第7号 —————
議 長	次に、日程第9議案第7号農業振興地域整備計画の変更用途区分変更について議題に供します。 それでは、1番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第7号農業振興地域整備計画の変更用途区分変更について、説明します。申請人は、始良市蒲生町上久徳在住の〇〇さん。土地の所在は、蒲生漆字西ノ堂〇〇番〇 地目 田 面積 312の内200㎡です。変更前は、農地です。変更後の用途は、農業用施設用地です。昭和62年から平成9年団体営土地改良総合整備事業漆地区施工です。所有者は、亡〇〇さんで管理人〇〇のお爺さんです。申請理由は、キクラゲ栽培の栽培施設、露天の栽培資材の保管場所、農業機械等の駐車場として利用したいという事です。以上です。
議 長	ただいまの説明に関連して、調査委員は7番委員ですが、代理で25番委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	25番です。農地区分は、農用区域内農地です。申請地の位置は、漆小学校から西に約100mの位置です。被害防除の現況は、東は水路、西も水路、南は田、北は水路です。申請実現の確実性は、現地で申請人と協議の結果、キクラゲ栽培することを確認しました。条件及び特記事項は特になし、総合意見としまして、現地調査委員としましては、許可意見です。以上、報告を終わります。

議 長		これより、議案第7号1番について質疑に入ります。 何か、ご質問等ございませんか。
	委 員	はい、議長
		10番委員どうぞ。
	委 員	10番です。教えてください。 所有者は、お爺さんですね。
	事務局	はい、そうです。 申請人のお父さんのお爺さんです。兄弟間の売買で名義がそのままになっています。
	委 員	その名義は、本人ではないのに管理人が登記の変更をしてもよいのか。
	事務局	これは、200㎡以内なので、転用にはかかりません。農業振興地域整備計画の変更はあくまでも市が変更します。申請人から申出があってそれを市が受理して、その後農業委員会とか改良区とか森林組合とか農協とかの意見を聞きまして農振整備の協議会に図り、用途変更になります。用途変更除外の場合は30日間の広告を要せず農振協議会の後、本人に通告する。この件につきましては、来年4月頃の農地転用の申請にかかると思います。特に市では始良市農業振興地域整備計画の変更という事で、本人ではなく市が農振計画をどうするかを図ります。特に個別には申請人から申出があって申請を受けて判断するものです。
	委 員	私が知りたいのは、登記人でもない人が申請をして良いのかという事です。我々が借地のあっせんをする時は、お父さんが亡くなられて、その配偶者とか息子や娘がする場合は、誓約書を取りますよね。このような用途変更の場合名義人以外の人が出来ますか。
	事務局	〇〇さんからの誓約書はございます。〇〇さんの相続人とは、音信不通で何処にいるか分からない状況です。ただ登記上は費用がかかるという事で、この漆の312㎡の土地と登記費用と比較するとその分で、別な土地が買えますという事です。
	委 員	名義人でもない人が、このような申請をしてこれがまかり通る様であれば、悪事が発生するような事態がおきないか。
	事務局	農地転用の4条、5条の申請であれば相続が終わっていないと許可がおりません。この場合は、農振の用途変更ですので、承諾書があれば受付するという事になります。

議 長	委 員	そのような事は、認められているという事ですね。
	事務局	そうです。法的にそれをしなさいというものはないので、農振計画の変更の場合はですね。農地転用の場合は相続が結束ですので出来ませんが、整備計画の変更の場合、法的に名義変更をしなければならないという事は、ありませんので承諾書で大丈夫だと思います。
	委 員	分かりました。
	議 長	他にご意見ありませんか。 それでは、お諮りいたします。 議案第7号農業振興地域整備計画の変更用途区分変更について、1番については、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。
	委 員	〔全員挙手〕
	議 長	全員賛成ですので、議案第7号農業振興地域整備計画の変更用途区分変更について1番は、承認することに決定いたしました。
議 長		————— 議案第8号 —————
	議 長	次に、日程第10議案第8号、農地あっせん申出借受希望について議題に供します。 1番、2番について、事務局の説明を求めます。
	事務局	それでは、議案第8号議案あっせん申出借受希望についてご説明致します。総会資料は、25ページとなります。今月申請は、2件です。参考資料171ページからになりますので審議の参考にして下さい。 それでは、1番を説明致します。参考資料は171、172ページになります。申請者は、西餅田在住の〇〇さん。内容については、借受です。希望借受地区は、平松、船津、西餅田の楠元。希望面積は、3,000㎡の田で水稻作付予定です。希望借受期間は5年。希望小作料は、農業委員会一任。条件が道路付。水掛、排水が容易に出来る場所です。 続きまして、2番を説明致します。参考資料は173、174ページになります。申請者は、熊本県阿蘇郡南阿蘇村在住の〇〇さん。内容については、借受です。希望借受地区は、蒲生地区。希望面積は、1,000㎡の畑。奥さんの実家が旧吉田町なので、始良市か旧吉田町で住まいを検討し、ハーブ栽培をする予定です。希望小作料は、農業委員会一任。条件が水はけと日あたりが良い所です。以上、議案第8号の説明を終わります。
	議 長	事務局の説明が終わりました。議案第8号、1番、2番について一括して質疑に入ります。何かご質疑はありませんか。

	委 員	[質疑なし]
議 長		それでは、お諮りいたします。 議案第 8 号農地あっせん申出借受希望についての 1 番、2 番については、原案のとおり受理することに賛成の方は、挙手をお願いします。
議 長		[全員挙手]
	事務局	全員賛成ですので、議案第 8 号農地あっせん申出借受希望についての 1 番、2 番については、原案のとおり受理することに決定いたしました。
議 長		次に、ただいま承認された議案第 8 号のあっせん申出に係わる地区あっせん委員の選出について協議していただきます。
	委 員	各地区それぞれの委員の中から選出していただきたいと思います。自薦他薦いずれでもよろしいです。
議 長		いらっしゃらなければ、事務局案を読み上げます。よろしいでしょうか。 それでは、1 番については、2 0 番委員、3 番委員、2 6 番委員にお願いしたいと思います。 2 番については、希望が蒲生地区となっていますので、蒲生地区委員全員にお願いしたいと思います。 事務局案でよろしいでしょうか。 それでは、担当になられた委員の方々は、よろしくお願いいたします。
		————— 議案第 9 号 —————
議 長		次に、日程第 1 1 議案第 9 号、農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画貸借の意見決定について議題に供します。 それでは、事務局の説明をお願いします。
	事務局	それでは、議案第 9 号農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画貸借の意見決定について、ご説明します。 資料は、2 6 ページから 2 9 ページとなりますので、審議の参考にしてください。 本案件につきましては、議案第 1 号の農用地利用集積計画貸借の意見決定と同様ではございますが、農地中間管理事業により集積されたもので、借主が中間管理機構ですので別議案として上程しております。 利用権を設定する者の氏名又は名称につきましては、2 8 ページから 2 9 ページに各筆の明細が記載してありますのでご確認ください。 利用権設定を受ける者の氏名又は名称については、公益財団法人 鹿児島県地域振興公社 理事長〇〇さんです。 募集期は、臨時Ⅲ期です。

	利用権設定開始日は、平成29年3月31日からとなります。 今回の募集期は、12月中に公募を行い、本市で配分計画案を作成した後に、機構が配分計画を策定したもので、本市農業委員会の決定を受け、市が広告し、県が配分計画を広告、認可することで効力が発生します。 今回、中間管理機構を借主として利用権の設定をしようとするものは、全体で50筆、農地面積は62,468㎡です。設定する期間は、5年が3筆、10年が47筆となります。 資料の27ページをご覧ください。 借換区分別集計と集積率についてご説明します。 今回の設定する重点地域は、加治木町の小山田地区、蒲生町の白男地区、北地区です。内訳といたしましてまず、小山田地区は、全体で25筆、面積31,334㎡で、借換区分のA to A所謂、本人が機構に貸し出して、本人が借り受けする形について、1筆のみで面積1,389㎡、権利別は、賃貸借のみ、期間別は、10年となっております。 続きまして、借換区分の載せ換え機構に貸し出す前と貸借関係が同一のものについて、全体が24筆で面積29,945㎡、権利別の賃貸借が、20筆の25,726㎡、期間別は10年のみとなっております。続いて、権利別の使用貸借権は、4筆の4,219㎡、期間別は10年のみとなっております。 次に、白男地区の全体は、11筆で面積14,024㎡となります。借換区分は載せ換えのみで、権利別は、賃貸借のみ、期間別は、5年が1筆の1,960㎡、10年が10筆の12,064㎡となります。 続いて、北地区につきましては、全体で6筆の面積10,130㎡で、借換区分は載せ換えのみで、権利別も賃貸借のみ、期間別は5年が1筆の2,976㎡、10年が5筆の7,154㎡となっております。 続きまして、個別に設定する蒲生町漆地区、米丸地区、中津野地区につきましてご説明いたします。 まず、漆地区については、1筆の1,721㎡、借換区分は載せ換えのみで、権利別は、賃貸借となります。期間別は、5年となっております。 次に、米丸地区については、全体で2筆の1,744㎡、借換区分は新規のみで、権利別は、賃貸借のみとなります。期間別は、2筆共に10年となっております。中津野地区については、全体で5筆の面積3,515㎡、借換区分は載せ換えのみで、権利別は賃貸借のみ、期間別は10年のみとなっております。 続きまして、同ページの右側の集積率をご覧ください。 今回設定する重点地域の加治木町小山田地区、蒲生町白男地区、北地区の集積率となります。 小山田地区は、区域面積が630,072㎡、申請面積は、31,334㎡。集積率 4.97%となっております。 次に、白男地区は、区域面積が302,037㎡、申請面積は、14,024㎡。集積率 4.64%となっております。 北地区については、区域面積が62,795㎡、申請面積は、10,130㎡。集積率 16.13%となっております。 なお、漆地区、米丸地区と中津野地区の8筆については、個別申請となっており、今回の集積計画に含まれていないため、集積率の記載はございません
--	---

議 長 委 員	ので、ご了承ください。 以上で、説明を終わります。 それでは、質疑に入りますが、なお、先ほど申し上げました議事参与制限により、関係者がいらっしゃいますので、２２番委員の退席をお願いします。 （２２番委員 退席）
議 長 委 員	ただ今の事務局からの説明について、質疑のある方は、挙手をお願いします。 [質疑なし]
議 長 委 員	それではお諮りいたします。 議案第９号農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画貸借の意見決定について、原案のとおり決定 することに賛成の方は、挙手をお願いします。 「全員挙手」
議 長 委 員	全員賛成ですので、議案第９号農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画貸借の意見決定については、原案のとおり決定いたしました。 ２２番委員の着席をお願いいたします。 （２２番委員 着席）
議 長 事務局	————— 農地あっせんの経過報告 ————— 次に、農地あっせんの経過報告について、進展がありましたら報告をお願いします。 まず、事務局からの報告をお願いします。 平成２９年２月総会のあっせんの経過についてという別紙資料をご覧ください、こちらの１ページの９番、申請人〇〇さん。こちらの方は現在協議中です。 続きまして２ページ４番、申請人〇〇さん。こちらについても協議中です。 ２ページ１８番、〇〇さん。こちらの方は、備考に平成２９年４月１０日利用権予定と記載されていますが、３日前に利用権設定を貰いましたので３月総会にかけの予定です。続きまして４ページ４５番、申請人〇〇さん。こちらは、今月の１号議案の１６番で承認されましたので、削除方宜しくをお願いします。 ４８番、こちらにつきましても今月１４番で承認されておりますので削除方よろしくをお願いします。 ５ページ５２番、申請人〇〇さん。こちらの方が先月２１番委員さんの方から楠田の方は、どうだという事でお話頂いたのですが、あっせんは不成立となりました。続きまして６ページ６７番、６８番、６９番、７０番、７１番、７４番こちらの方が３月の総会にかけの予定です。６８番に

議 長	つきましては、前の方との契約が残って5月総会予定となります。72番については、現在協議中です。担当委員の皆さんには、ご協力を頂きましてありがとうございました。以上で報告を終わります
	あっせん委員から、何か報告等ございませんか。
委 員	報告なし（あっせん委員の報告）
議 長	ただいまの、事務局からの報告について、発言のある方は挙手願います。何かご発言等ございませんか。
委 員	『質問、意見なし』
議 長	それでは、この案件は報告ですので、これで終わります。
————— 農用地利用集積計画（貸借）合意解約 —————	
議 長	次に、農用地利用集積計画、貸借の合意解約報告について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、農用地利用集積計画貸借の合意解約報告をいたします。2月は、33件が提出されております。
内容については、別紙、合意解約2月分をご確認下さい。合意解約につきましては、議決不要案件ですのでご理解方よろしく願いいたします。以上で報告を終わります。	
議 長	ただいまの事務局説明について、発言のある方は、挙手をお願いします。
委 員	「質問・意見なし」
議 長	それでは、この案件は報告ですので、これで終わります。
————— そ の 他 —————	
議 長	次に、その他でございますが、来月の現地調査及び総会の日程についてですが、現地調査は、3月16日 木曜日に、総会は、3月22日 水曜日に開催予定でよろしいですか。それでは、3月16日の現地調査委員についてですが、1班を、7番委員、8番委員、9番委員に、2班を、10番委員、11番委員、12番委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。それでは、当番委員の皆さん、よろしく願います。その他で委員の方からご発言はありませんか。

	委 員	はい、議長
議 長		10番委員どうぞ。
	委 員	10番です。教えてください。 2月の会務報告の中で、2月3日に国有農地実施調査とありますが、国有農地とは何か教えてください。
		私が何度も質問する理由は、私の体験で以前、宅地造成の業者が印鑑偽造をして、家の田んぼを売買された事がありました。その時に農業委員会を書類が承認されて、県の方に書類が上がって行きました。田んぼは、売らないと言っていたのに売ったんですねと尋ねた方がいて、被害に気づき農業委員会の事務局長に苦情をいいました。農政の簡素化等で書類審査をパスすれば可能だということ事でした。自分達が油断すると騙される事があるので、わたしは農業委員として活動する事を決めました。このような体験をしたので、質問いたしました。
議 長		事務局、お願いします。
	事務局	2月3日に国有農地実施調査ということで参りました。いわゆる昔の開拓財産の跡地のような感じです。我々が行ったのが重富の天ヶ花付近に2箇所ありまして結論から、言いますと山林になっていました。
	委 員	開墾地と同じですね。了解しました。
議 長		以上で、本日の議案の審議ならびに、報告事項はすべて終了いたしました。 事務局からありませんか。 ほかにありませんか。 それでは、以上をもちまして、平成28年度 第11回 始良市農業委員会総会を閉会いたします。
		〔閉会〕
	事務局長	姿勢を正してください。 一同礼。

議事録署名委員

署名委員

署名委員